

かめやま教育通信

第62回



学校給食“費”のお話

学校給食費とは？



学校給食を提供するためには、いろいろな経費が必要です。食べ物や材料のほか、電気・ガス・水道、大量の食材を調理するための設備や器具、そして調理をするための場所や人手が必要となります。



学校給食法第11条では、食材料費は保護者負担(学校給食費)とし、それ以外の施設設備費、修繕費、人件費は、学校設置者である市の負担とするように定められています。また、光熱水費については、市が負担することが望ましいと国



【負担経費の区分】

施設設備費	→	市費
修繕費		
人件費		
光熱水費	→	学校給食費
食材料費		

の指針で示されています。

市の学校給食費は、現在、小学校は月額4,400円、関中学校は月額4,800円、亀山中学校・中部中学校のデリバリー給食は日額270円(牛乳代は別途)です。物価上昇の影響を受けながらも、献立等の工夫により、平成27年に改定した金額を維持しています。

公会計による管理



令和2年度まで、学校給食費を学校ごとに集めていましたが、適切な資金管理と学校教職員の負担軽減を図るため、令和3年度からは、市の会計に組み入れ、予算に計上して管理しています。(デリバリー給食に係る学校給食費は、委託業者が管理)



収入と支出のバランス

食材料費の支出は、学校給食費の収入と等しくなるように調整しています。未納などにより収入が減ると、給食の質を維持することが難しくなりますので、円滑な納付をお願いします。毎月の口座振替が難しい場合は、教育総務課保健給食グループへご相談ください。

問合先 教育委員会事務局教育総務課保健給食グループ(☎84-5073)